

# 東大阪市災害廃棄物処理計画（概要版）

令和3年3月 東大阪市

## 1. 計画策定の目的

災害発生時には、生活ごみ（通常ごみ）に加えて、避難所からのごみ及び被災家屋から生じる家屋解体廃棄物等の災害廃棄物が一度に大量に発生します。その処理が停滞する場合には復旧・復興が大幅に遅れたり、生活環境保全上の支障が生じたりする等の事態が懸念されます。

本計画は、東大阪市における災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指して策定しました。

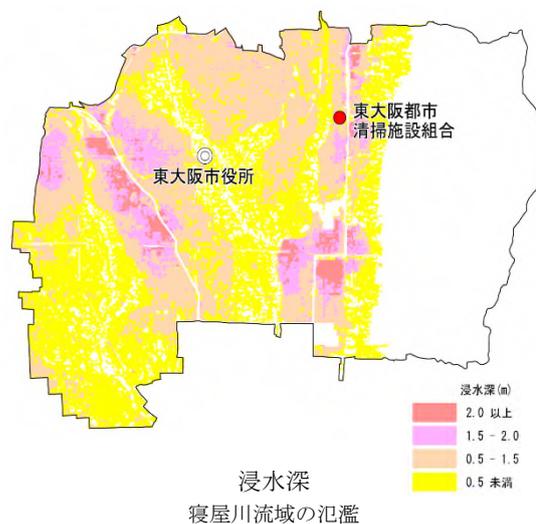
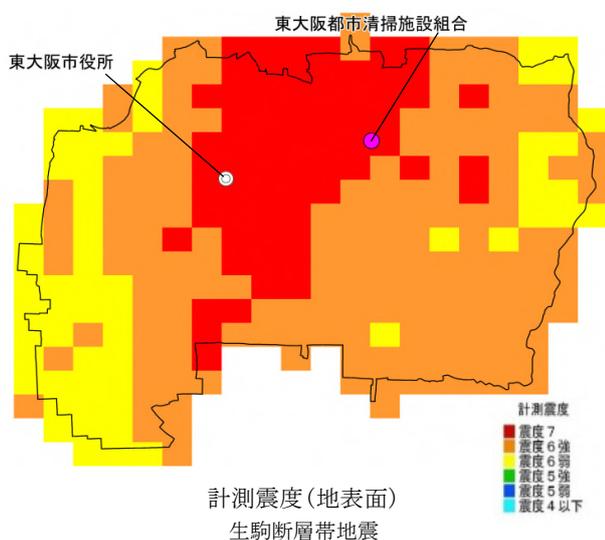
## 2. 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定しています。組織体制などは、東大阪市地域防災計画（以下、「地域防災計画」）と整合をとっています。

## 3. 対象とする災害

地域防災計画で対策上想定すべきとされている災害のうち、最も被害が多いとされている以下の災害を対象としています。

生駒断層帯地震	市内中心部で震度7が想定され、市内における建物全半壊棟数は99,252棟に及ぶと想定されています。
淀川水系寝屋川流域の氾濫（洪水）	東海豪雨災害と同等の規模の風水害。広い範囲で浸水の可能性があり、建物全半壊は15,674棟、市内建物浸水棟数は109,028棟と想定されています。



## 4. 処理の基本方針

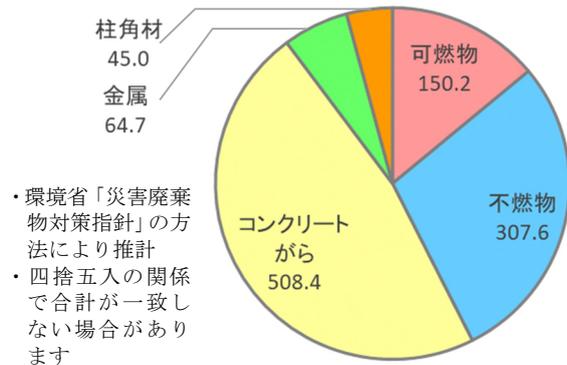
基本方針	①衛生的かつ迅速な処理 ②分別・再生利用の推進 ③処理の協力・支援、連携 ④環境に配慮した処理
処理期間	発生から概ね3年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

## 5. 災害廃棄物対策

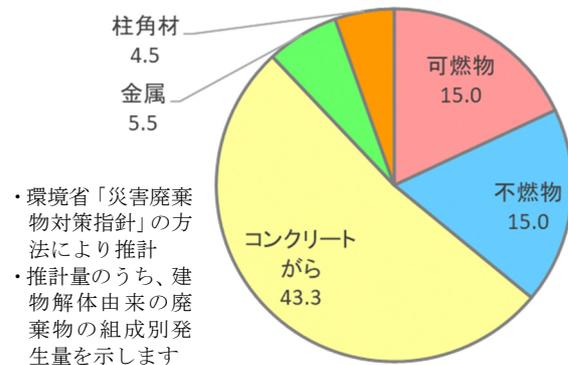
### ① 災害廃棄物発生量の推計

環境省の指針に基づき発生量を推計すると、大量の廃棄物が発生することがわかりました。なお、実際に災害が起こった際は、被害状況に応じて推計を見直します。

■地震(生駒断層帯地震) :  
発生推計量 1,075.8 万 t

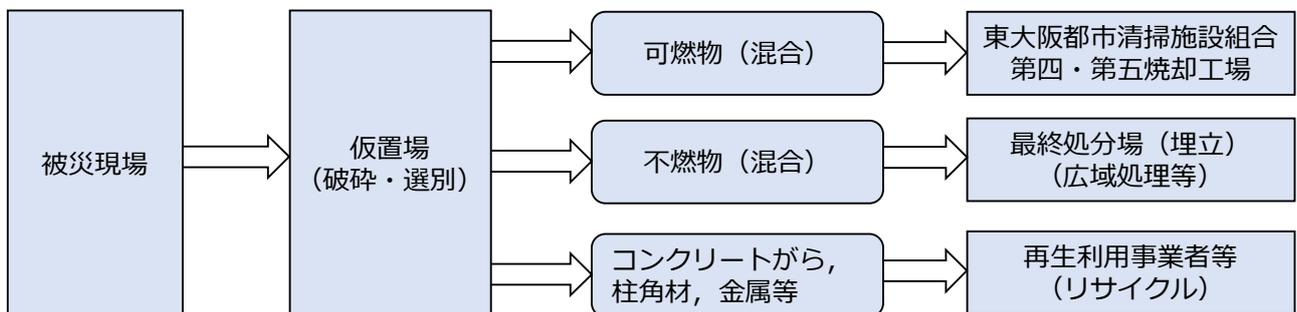


■風水害(寝屋川流域の氾濫) :  
発生推計量 107.5 万 t



### ② 処理フロー

災害廃棄物は極力分別し、コンクリートがら、柱角材等などは再資源化をはかります。東大阪都市清掃施設組合での受入能力を上回る量の可燃物及び不燃物について、広域処理・処分を行います。



### ③ 仮置場

発災後、膨大な量の災害廃棄物を直接処理施設に搬入することは困難と想定されるため、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去します。

一次仮置場	住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を一時的に保管します。重機等による粗選別を行うこともあります。
二次仮置場	破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置します。
市民仮置場	一次仮置場よりも市民の皆様にとって身近な空き地等で災害廃棄物を集積するため、必要に応じて設置する小規模な仮置場です。

## 6. 発災後の動き

### ① 情報収集・連絡

庁内	災害廃棄物の収集運搬・処理対応に必要な被害状況等の情報を入手します。
国 近隣他府県	大阪府を通して連絡体制を整備し、定期的に連絡調整や報告を行います。
大阪府	災害廃棄物処理に関する情報を報告するとともに、必要に応じて支援を要請します。

### ② 協力・支援体制

自衛隊 警察・消防	人命救助の要素も含まれるため、手順について十分連携をはかります。必要に応じて自衛隊の派遣要請も検討します。
他市町村 都道府県・国	予め締結している災害協定等にもとづき、市内の情勢を正確に把握し、必要な職員の派遣、物資提供等の支援等についての的確に要請します。
民間事業者 団体	予め締結している協定等にもとづき、収集運搬等に係る機材、人員等による協力体制を速やかに構築します。
ボランティア	必要に応じて、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへ支援要請します。災害廃棄物の処理に関わるボランティアに対して、留意点を説明します。
大阪府	甚大な被害により本市において災害廃棄物処理を進めることが困難な場合には、地方自治法に基づく事務委託または事務代替を大阪府に依頼することも検討します。

### ③ 住民等への啓発・広報

①の情報収集後、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるために、市民の方に災害廃棄物の分け方・出し方を広報します。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等については、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供します。

### ④ 一般廃棄物処理施設で処理するもの

発災後に家庭や避難所から発生するごみとし尿は、平時の一般廃棄物処理施設で処理します。

通常の生活ごみや避難所の生活で発生するごみに加え、市民の皆様が自宅内にある被災したものを片付ける際に片付けごみが排出されます。また、下水道が使用できなくなった場合には、仮設トイレの設置及び多量のし尿のくみ取りが必要となります。

生活ごみ (通常のごみ)	<ul style="list-style-type: none"><li>本市で平時より委託契約を締結している業者が収集運搬し、平時と同様に東大阪都市清掃施設組合で処理します。</li><li>し尿や、腐敗する家庭ごみは発災後 3~4 日で収集運搬・処理再開を目標としますが、資源ごみは処理体制が確保できるまで収集を中止することも検討します。</li></ul>
避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>本市直営車両による収集運搬を想定します。</li><li>避難所施設管理者と調整の上、保管・分別方法について周知します。</li></ul>
片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>道路や公園等、市が意図していない場所に集積されると交通や生活環境上の支障を生じるため、分別や排出方法等について周知します。</li></ul>
し尿	<ul style="list-style-type: none"><li>避難者数等から仮設トイレ必要数を把握し、協定により調達、設置します。</li><li>仮設トイレや汲み取り世帯を優先し、市の許可(委託)業者が収集運搬します。収集したし尿等は、市環境部環境企画課東事業所で下水道へ希釈投入します。</li></ul>

### ⑤ その他

本計画では、上記の他、環境対策(モニタリング)や損壊家屋等の撤去、広域的な処理・処分について記載しています。

## 7. 平時の備え

発災後に業務をスムーズに行うために、平時より準備しておきます。

教育訓練・ 研修	<ul style="list-style-type: none"><li>市職員や地域住民、自治会等を対象とした研修の実施や、府が開催する研修への参加等、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。</li></ul>
平時の広報	<ul style="list-style-type: none"><li>災害廃棄物の定義、排出方法、分別方法や、平時の心構え等について、平時からの広報を検討します。</li></ul>
収集運搬 処理処分	<ul style="list-style-type: none"><li>車両が不足する場合の調達先を検討します。</li><li>民間事業者等も含め、具体的な処理先を検討します。</li><li>協定の締結について検討します。</li></ul>
仮置場	<ul style="list-style-type: none"><li>仮置場の候補地について検討を行い、必要に応じて現地を確認します。</li><li>市民仮置場については、自治会長や地域の方々と事前に調整することを検討します。</li></ul>
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"><li>簡易トイレの備蓄などを市民の方にも啓発することを検討します。</li><li>ヘルメットや防塵マスクなど必要な備品や消耗品を用意しておくことを検討します。</li><li>仮置場での分別用の看板などを作成しておくことを検討します。</li></ul>

【お問い合わせ先】東大阪市 環境部 環境事業課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話: 06(4309)3200 ファクス: 06(4309)3829